

第2号議案 任期満了に伴う役員改選について

任期満了に伴う役員選任(平成29年度定時総会)の基本的考え方について

国際化の急速な進展を背景に、畜産をめぐる情勢は大きく変化しているがこれらに対する迅速な対応と、公益社団法人としての役割を十分に発揮できるようにこれまでの役員体制を基本に、下記により、任期満了に伴う役員改選を行う。

記

I 役員体制

1. 役員構成団体及び役職

深刻化する畜産情勢に対処するとともに、公益社団法人として社会的信頼性のステータスを保持するため、現状の役員体制を基本とする。

1) 役員構成団体等

- (1) 主務官庁である「愛媛県農林水産部長」
- (2) 畜産に関する指導事業等を行う地域の機関・団体を代表して「愛媛県農業協同組合中央会長」、「全国農業協同組合連合会愛媛県本部運営委員会会長及び副会長」、「全国農業協同組合連合会愛媛県本部長」、「愛媛県酪農業協同組合連合会長」、「愛媛県農業共済組合組合長理事」、「愛媛県獣医師会長」、「愛媛県養鶏協会会長」
- (3) 市町を代表して「愛媛県市長会長」、「愛媛県町村会長」
- (4) 地域での畜産行政機関を代表して「西予市長」
- (5) 地域での畜産指導事業を行う団体を代表して「東予・中予・南予」地域の農協の経営管理委員会会長もしくは組合長
- (6) 地域での家畜衛生事業を推進する団体を代表して「八幡浜地方家畜衛生推進協議会会長」
- (7) 都道府県畜産協会等の実態を勘案し「愛媛県信用農業協同組合連合会経営管理委員会会長」、「全国共済農業協同組合連合会愛媛県本部長」
- (8) 商系農家を指導する地域の団体を代表して「一般社団法人愛媛県配合飼料価格安定基金協会理事長」
- (9) その他総会で必要があると認められた会員以外の学識経験者等

2. 役員数

役員数は、会長1名、副会長3名、理事13名(内、業務執行理事1名)、監事3名以内とする。

3. 役職

別添「役員候補名簿」のとおり

ア、会長、副会長

全国の都道府県畜産協会の実態等を勘案して、役員体制については、会長に愛媛県農業協同組合中央会長を、副会長に愛媛県農林水産部長、全国農業協同組合連合会愛媛県本部運営委員会会長、愛媛県酪農業協同組合連合会会長の職にある者を充てる。

イ、監事

監事3名の内1名は、部外から税理士等会計監査事務に精通した者の中から選任する。